

スリー・エイチ日本語学校規則

第1章 総 則

(目的)

第1条

今日、世界最大の必要は、人類に真の幸福と平和をもたらす健全な知識と健康、そして隣人愛に生きる人物であると確信している。

故に、本学は、スリー・エイチ（3H…Head, Health, Heart）の理念の下、各国からの将来性、志ある有能な留学生に日本語教育を行うことによって、日本の文化、習慣についての理解を深めるとともに交流の輪を広げ、更に日本の大学、大学院で先進分野の学問、技術を習得し、自国はもちろん世界に貢献できる人材育成を目的とする。

(名称)

第2条

本学は、スリー・エイチ日本語学校という。

(位置)

第3条

本学は、千葉県千葉市中央区新千葉 2-12-16 に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部 (9:00~12:30)	進学2年コース	2年	136名	8	4月生
	小計		136名	8	
第2部 (13:00~16:30)	進学2年コース	2年	85名	5	4月生
	進学1.9年コース	1年9か月	17名	1	7月生
	進学1.6年コース	1年6か月	17名	1	10月生
	進学1.3年コース	1年3か月	17名	1	1月生
	小計		136名	8	
	合計		272名	16	

※全てのコースに関して、入学後、学習習熟度により、入学時のコースとは異なるクラスで勉強する場合がある。

(始期と終期及び学期の区分)

第5条 本学の各コースの始期と終期及び学期の区分は次の表のとおりとする。

コース	始期	終期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期
進学2年コース	4月1日	3月31日	4月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日	4月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日
進学1.9年コース	7月1日	3月31日	7月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日	4月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日
進学1.6年コース	10月1日	3月31日	10月1日 ～ 3月31日	4月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日	
進学1.3年コース	1月1日	3月31日	1月1日 ～ 3月31日	4月1日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 3月31日	

(休業日)

第6条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏期休業 8月6日～8月21日 (年度によって前後する場合がある)
 - (4) 冬期休業 12月22日～1月10日 (年度によって前後する場合がある)
 - (5) 春期休業 3月8日～3月31日 (年度によって前後する場合がある)
- 2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害、その他緊迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業日数、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業日数、授業時数は、次のとおりとする。但し、ここにいう授業時数の一単位時間は、45分とする。

コース	授業科目	内容	授業日数	週当たり授業時数等
進学2年コース	語彙・文法・読解・会話・作文・聴解	大学・大学院・専門学校進学準備	400日	20単位時間(80週)
進学1.9年コース	語彙・文法・読解・会話・作文・聴解	大学・大学院・専門学校進学準備	350日	20単位時間(70週)
進学1.6年コース	語彙・文法・読解・会話・作文・聴解	大学・大学院・専門学校進学準備	300日	20単位時間(60週)
進学1.3年コース	語彙・文法・読解・会話・作文・聴解	大学・大学院・専門学校進学準備	250日	20単位時間(50週)

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度などを総合して決定し、12段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
 - (2) 主任教員 1人
 - (3) 教員 13人以上(うち専任4人以上)
 - (4) 生活指導担当者 5人以上(うち専任1人以上)
 - (5) 事務職員 4人以上(うち専任1人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

- 第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 年齢が18歳以上の者
 - (3) 正当な手続によって日本への入国を許可され、または許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

- 第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は1月、4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

- 第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。
- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに申請しなければならない。
 - (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学料及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

- 第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

- 第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	進学2年コース (4月入学生)	進学1.9年コース (7月入学生)	進学1.6年コース (10月入学生)	進学1.3年コース (1月入学生)
入学検定料	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
入学金	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
授業料	1,240,000円	1,085,000円	930,000円	775,000円
教材費	40,000円	35,000円	30,000円	25,000円
JLPT受験料	16,500円	16,500円	11,000円	11,000円
EJU受験料	15,120円	15,120円	15,120円	15,120円
損害保険料	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円
健康診断料	11,880円	11,880円	11,880円	11,880円
合計	1,418,500円	1,256,000円	1,088,000円	925,500円

(納入)

第20条

生徒は、出席の有無にかかわらず、在籍中は授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の理由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

第21条

生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条

すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条

寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条

健康診断は、年1回別に定めるところにより実施する。

(細則)

第25条

この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(付則)

この学則は、平成6年4月1日より施行する。
この学則は、平成8年9月1日より変更、実施する。
この学則は、平成12年10月1日より変更、実施する。
この学則は、平成13年4月1日より変更、実施する。

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 18 年 10 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 23 年 7 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 26 年 7 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 29 年 8 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、平成 30 年 7 月 1 日より変更、実施する。
この学則は、令和 2 年 1 月 1 日より変更、実施する。